

現場から学ばない 日本の教育改革・政策

勝野正章さんに聞く

聞き手 賛田教秋（埼玉県教職員組合中央執行委員長）

勝野正章さん（東大準教授・ILOユニesco共同専門委員会委員）にCEART（セアート）勧告内容についてインタビュー—聞き手賛田教秋委員長—をしました。

CEARTは日本政府に対して多くの重要な勧告をしていますが教員評価の基準について批判しています。日本の教員評価は教育行政側が「教育実践とはかくあるべきという規範」を上から押しつけているという点です。「子どもたちが今何を必要としているか」の観点が欠落しているということ。勧告では「日本の教員評価の目標管理は子どもの実態にもとづく目標ではなく、トップダウン式の目標管理になっている。これでは本当の意味での子どもたちの成長・発達にはつながらない」と日本政府に厳しく是正を求めています。

さらに、現在の教員評価は「数量的な目標や基準を中心に教員評価を構築する傾向（成果主義賃金制度につながるもの）が強まっていることを確認し、これらは十分な養成を受け、意欲ある教員の専門職としての自由と責任を衰退させる可能性がある」と鋭く指摘しています。

現場から学ばない
教育改革・政策は
子どものためにならない

—セアート調査報告が厳しい指摘

賛田 セアートの勧告、これは人事評価や指導力不足教員と言われる問題について報告されたものですが特に今回、セアートの報告は4月に調査をし、リアルに日本の学校の現場を知った上での報告で今までよりも踏み込んだ内容です。

勝野 このセアートの調査報告というのは4回目の報告になりますが、初めて評価の問題を教育の問題として本格的に論じ始めたという特徴があります。これまではむしろ、権利の問題としてとらえてきた傾向があります。これはきわめて重要なことです。

評価によって教職員の権利が侵害されることの問題はいくら強調してもし過ぎないことですが、それだけではありません。評価が教育にとって、子どもたちの学習や成長発達にとってどういう意味を持っているのか、教職員を対象とした評価であっても、それが子どもたちの発達や学びにどういう影響をもたらすのかと

いう観点でこの問題を考えるべきだという調査報告が出てきたことは、本当に重要と受け止めているところだ。

賛田 文科省や教育委員会の教育政策、教育改革のすすめ方を厳しく批判しています。

勝野 今回のセアート調査団、昨年4月に一週間日本に來まして調査をし、それに基づく報告が昨年11月にまとめられました。セアート調査団は、日本の教育政策、日本の教育改革、日本の教育行政をどう見たかということですが、決定的に日本の教育政策の問題として指摘をしたのは、教育改革や教育政策を進めている際に、文科省や教育委員会が先生方の声を聞いていないということが問題であると明確に論じています。

しかも、そのときに声を聞く、意見を聞くということが、単に形式的に聞けばいいとすまされる問題ではないと報告しています。誠実に協議をするとはどういうことなのでしょう。最初はそれぞれの立場から発言をしたり、考えを述べたりということがあるわけですが、話し合いをする中でお互いより適切なもの、より高いものへと変化をしていくということがあって初めて誠実な協議とい

えるんだということです。

考えてみますと、形式的に教職員団体、教職員組合の声を県教委が聞くということとはありますが、教職員組合と話をし、県教委が行政の方針を変えていくことはハナから想定はしてないことが多いです。変えるという言葉さえ今の教育行政にはありません。そのことが大きな問題です。単に話を聞けばいいということではないのです。

教職員の声を聞かない改革は失敗する

勝野 では、なぜ話し合いをしながら、教育改革や教育行政を進めなければいけないのか、その際教職員の声を聞くと言うことがなぜ大事なのか、その理由も明快に報告書の中で述べられています。

簡単に言えば、教職員の声、教職員組合の声を聞かなければ、その教育改革、教育政策は失敗するからです。単純明快な理由です。子どもの現実に抱えている困難や可能性といったものを教育政策の中に伝え反映させることができませぬ。

賛田 評価問題の交渉で我々は一貫して「子どもを中心にした学校運営」を述べ

てきました。

当局側は「校長を中心にした、目標管理方式による学校運営を」繰り返しています。この点でも報告はどちらに軸足をおくべきかを明確にしています。

勝野 評価というのは、今おうおうにして上から目標が降りてきています。具体的に言えば、教育基本法が2006年に改悪をされ、それに基づいて学校教育法の中でも教育の目的が目標規定にかえられ、学習指導要領も新しいものへと変わってきました。

また新しい学力テストが始まって、その学力テストの結果に基づいて、様々な学力を向上するための施策、学力だけではなく体力、埼玉県で言えばそこにまた道徳ということが入ってきます。

知、徳、体というふうに三つならべれば、形としては整っているように見えますが、それをすべて数値化や目に見える形でもって目標を設定し、それを県レベルで設定し、それを今度は学校自己評価の一つの目標としておろされてくる、それを今度は個々の先生方の人事評価の目標としておろしてくる、それが子どもたちとの教育実践の目標としてもおろしてくる形になっているわけです。

そういう形で本当にその子どもの学習の発達や必要、ニーズに答えられるような教育になるのだろうか、ならないんだということが今回の調査団報告書の中でははっきり述べられています。

法律をかえなさい

勝野 調査団報告書の中では、レリバンズ—今の教育が子どもたちにとって学ぶ意味を見いだせるかどうか—という言葉が使われています。教育に意味があるかどうか、それは子どもにとって学ぶという意味が見いだせるかどうか、そういう



勝野正章さん

教育改革をするためには、子どものことを一番身近に接していて教育実践をしている先生方の声が伝えられなければならない、そういう極めて筋の通った論理、一貫した原理がある故に、教職員団体、教職員の声を教育政策の中に取り入れていく、反映していかなければならないのだと言っています。

日本の場合には、法律的制約というものがあって、つまりこれは教員だけでなく公務員の労働基本権の制約という問題があつてそれはできないんだと政府、文科省はこの間言ってきました。しかし、これに対してもセアートの調査団報告は明快に報告をしています。だったら法律を変えなさいということですよ。

賛田 評価問題では自己評価の重視と内容のある話し合いを強調しています。

公正で透明性のある委員会を

勝野 人事評価、人事考課の場面で先生方が自己申告書、評価シートを出して、管理職の先生と面談をします。そこでは会話をしていくわけですけれども、校長先生の評価と自己評価が食い違うと言うことが当然あるわけです。

そのときに、どういう対話をしていくのか、そしてその対話の結果、より来年度先生方が子どもたちの発達や学習をよりよく保障するような形での新しい目標に変えていけるような話し合いができるようにしなければならぬといっています。

また、「指導力不足教員」の認定問題でも判定委員会に現場の教職員代表を入れて公正で透明性のある委員会にすべきで、異議申し立ての権利も保障されるべきということも強調されています。

評価の問題では、これは一貫してセアート調査団が日本の教員評価の問題として指摘してきたことですが、相変わらず、主観的で、非透明的で不公正な評価がたたくさん行われているというのが今回の報告書の中で述べられています。

賛田 評価問題について我々が提起した問題は「そのとおり」だと報告書に書かれています。

勝野 以上あげたことその他に報告では次の点について明確に全教の主張を認めています。

1 つめは規模の大きな学校や障害児教育のような学校、つまり教育実践がより複雑であったり、より共同性を必要とす

るような場所において、一人の校長や教頭が実践をよく知らずに判断をしていく、評価をしていくということは明らかに主観的評価になっていくという問題です。

2つ目は女性の教員に関してです。ともすると育児や家事があり早く帰らなくてはならないこともあるわけです。そういった女性教員にあの先生は放課後仕事をしないで定時になると帰ってしまうというところでもって評価が低くなることは全国では行われているであろうということです。これは明らかに不公正な判断、評価が行われているということです。

また、特にこれから評価の結果を給料等に結びつけていくということになりますと、すでに東京やその他の所で見られますように、S A B C D というランクをあらかじめ割合を決め、おさめなければならぬということになります。必ず何人かはSをつけなければならぬ、逆に必ず何人かはD評価をつけなければならぬ、これで本当に客観的な評価ができるだろうかという点です。

数値目標はおそろしい

賛田 子どもの人格から離れた、数値には表せない教育活動が「目標管理方式、評価システム」ではすべて数値目標の強制という形で現れてきます。

勝野 評価に関して言えば、上から与えられた数値目標の評価が学校の目標として定められたときに、それをそのままコピーしてきて個人の人事評価の目的として簡単に貼り付けられてしまう、システムでは楽にその場は切り抜けることができるわけです。

しかし、そうなつてくると最初は数値目標が紙切れの上のことであって、実際の教育実践は違うんだと言っても、徐々に徐々に自分たちの教育実践が数値目標によって首を絞められるのです。真綿で首を絞められるように、徐々に徐々に変えられていく、方向付けられていくという問題なのだと思うのです。数値目標は本当に怖いものです。

教育基本法が2006年の12月に改悪をされて、そこで教師のあり方ということが180度転換させられたということはご存じだろうと思います。

それまでは教師は目の前の子どもを通して国民全体に対して直接責任を負う、そのようにして教育を行うものであると

教育基本法の中に明確に書かれていたわけですが、基本法改悪後は教育は法令に基づいて行われるものだと変わってしまいました。

国民全体、子どもたちに対して責任を負うということではなく、法律に基づいて、つまり政治の大きな流れですとか、行政改革とかいったような所からおりてくる指令にもとづいて教育を行うべきものと変えられていったわけです。簡単に言えば教師の心と体が向いている方向が子どもたちの方から行政や政治の方に180度、無理矢理にでも今ぐるつと変えられようとしています。

賛田 そういう厳しい状況の中でも多くの教職員は子どもに心の重心をおいて、同僚と支えあひながら現場で頑張っています。

先生たちが がんばっているから

勝野 セアートの報告書の中でもふれられているのですが、国内でこそPISAの成績が落ちたから学力を上げなくてはとテンヤワニヤの騒ぎになっていますが、外国から見ると日本の教育の質の高

さは非常に評価されています。

なぜ、日本の教育の質が高いのか、ご存じの通り国が教育に投入するお金は、OECD諸国の中でいよいよ最下位になりました。

受験競争も諸外国と比べて厳しい、子どもたちが学ぶという意味が見いだせないような受験競争体制というのも日本の教育の特徴です。しかし、なおかつ日本の教育が優れて高いのはなぜか、それは簡単に言えば先生たちががんばっているからという評価なのです。先生たちのがんばりは個々のがんばりであると同時に、教職員集団のがんばりであるところとえられています。

日本の教育の質の高さは、先生たちが学校の中で同僚同士が授業のことや子どもを語り合う、その中でお互いに学び合う中で質を高めてきたわけであるから、かりに指導力不足といわれる困難を抱えている先生がいるのであれば、その先生たちも学校の同僚集団の中で育てる、助けるということがあってしかるべきではないか、なぜ日本はそんな質の高さを保障してきたやり方とは違う方法で対応しようとしているのか、そこが不可解であるということが今回の調査団の報

告書の中で述べられています。

「同僚性」とは

賛田 我々も同僚性が教職員にとって、子どもたちにとつても最も大切だということをお願いしてきました。

勝野 この同僚性や専門職としての共同というようなことは、この間、組合としても言われてきたことだろうと思いますし、また、研究者、教育を学んでいる者としてもぜひぶんこのことが重要だということと言ってきました。私の先生は、浦野東洋一先生ですけれども、浦野先生は同僚性という言葉で「声をかける・かけられる、相談する・相談される、教える・教えられる、助ける・助けられる、励ます・励まされる、褒める・褒められる、癒す・癒される」という職場の人間関係」というふうに定義し、これが同僚性なんだと言っているわけです。

賛田 報告では専門職としての教員の責任と自主性にもふれています。

子どもと国民に責任を負う

勝野 今回のセアートの勧告の中では、

教師の専門職制と言うことが強く打ち出されました。専門職性というのは、何よりも責任ということを大事にする、しかし、この責任は行政や国家に対しての責任ではなく、子どもに対して負う責任、国民に対して負う責任です。

そしてその責任を負うからこそ、教師には自由、創意、裁量が認められなければならぬというのが専門職制の考え方です。と同時に、バラバラに教員が好き勝手に創意工夫をしてやればいいというのではなく、教職員が同僚同士で学び合い、高め合うという中で教育をよりよくしていくことが大切です。

このことは今回のセアートの報告書の中では、さらに一歩進んで保護者との関係についてもふれられています。先生方も同じような状況にあると思いますが、子どものことで悩むというのと、最近では同じくらい保護者との関係で悩む、そして傷つく、追い込まれる先生方が増えています。

保護者、地域とのつながりの中で

勝野 どうやら、今回、文科省や教育委

員会がセアートの調査団に対して、繰り返し繰り返し述べたのは、今なぜ日本にこういう教員評価が必要なのか、こういう指導力不足教員を摘発して研修をさせ、転職をさせ、やめさせるということが必要なのか、これは保護者がそれを望んでいるからなんだと言ったらいいです。

地域の人たちがこれを望んでいるから、わたしたちは教員評価をやっているんだ、指導力不足教員を言葉は強いですが、摘発しやめさせるということをしなければいけない、保護者が望んでいるからなんだと。

そのことに対してわたしたちはそうではないんだとこれまでも実践を通して言ってきたはずですし、その立場で学校づくり、教育づくりをしてきたはずですが、それは教職員の中だけの同僚性ということではなく、保護者の声を聞き、地域の声を聞き、中でも子どもの声を聞きということがあるわけですが、同僚性という考え方を広げて、教職員だけでなく保護者や地域と繋がりが学校を作っていく、教育を作っていくということをやってきました。

それが今回のセアートの報告にも取り

入れられていて、7項に教職全体にとつての高度な専門的基準において中心的な役割を果たす教員の自由、創意及び責任、これは専門職制ということですが、これを尊重しようとするならば、個々の父母の懸念よりも、教育制度全体をより頑強なものとする、ちよつと堅苦しい言い方になっていきますが、先ほどのように子どもが学ぶ意味を見いだせるような学習、教育である、レリバンスと言うことです。そのような教育にすることの利益、この二つをうまく折り合いをつけるということが必要なのだということです。

賛田 教職の専門性ということをしつかりと念頭に置きつつ、その専門性ということと保護者や地域が本当に子どもの成長発達を願うその思いを重ね合わせるような「評価」の仕方を我々自身も考えなければなりません。そのための話し合い、会話、交流を積み重ねてゆきたいと思えます。

最後に勝野先生はセアートの委員に選出されました。頼もしい方になっていただいて心強いです。今後のご活躍を心からお祈りします。

国際労働機関（ILO）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）の共同専門家委員会（CEART）とセアートとは

1996年、国連・特別政府間会議で教員の地位に関する勧告が採択されました。

教員の団結権、団体交渉権、専門職としての責任や専門性の尊重、勤務条件の確保などが書かれています。

セアートはその勧告が各国で正しく守られているかを調査・報告する機関です。教育学者、労働問題の専門家等で構成されています。インタビューに登場する勝野さんもその委員の1人です。

文部科学省がすすめている「指導力不足」の教員を転職させる政策や教員評価について、判断基準が恣意（しい）的になっているなどとして全教は二〇〇二年、「文部科学省は勧告を順守していない」とCEARTに申し立てていました。

CEARTは〇三年、全教の申し立てを認め、文部科学省と全教が建設的な交渉をするように勧告し、自主的解決ができない場合、調査団派遣の用意がありました。CEARTからの通知は「状況の調査とすべての当事者に問題を解決するための提案をおこなう意向を持っている」としています。

03年以降、セアートは4回にわたって日本にきて調査を行い、報告を行っています。